

「(仮称)宮城気仙沼風力発電事業 環境影響評価準備書」に対する10月15日技術審査会の指摘事項と事業者回答

項目	審査会当日意見 (※Pは準備書のページ番号)	文書意見	事業者回答 (※Pは添付資料ページ番号)
全般的な事項	① 環境影響評価に当たっては、「実行可能な範囲内で影響の低減が図られている」といった紋切り型の評価や各種基準値との整合のみによる評価を行うのではなく、事業によりどの程度の影響が生じるかを予測及び評価した上で、その程度に応じた回避・低減措置を講じること。 【平野会長】		評価書において、影響がどの程度生じるか明示し、予測及び評価した上で、その程度に応じた回避・低減措置を講じることいたします。
	② 現在想定している風力発電機より小さい風力発電機を組み合わせた計画とした場合の予測及び評価を行い、結果を比較した上で、影響が小さくなるよう機種選定を行うこと。 【平野会長】		評価書において、より小さい風力発電機を組み合わせた計画とした場合の予測及び評価を行い、結果を比較した上で、影響が小さくなるよう機種を選定いたします。
		③ 表2.2-12、注2で記述されている「表10.1.5-17」は「表10.1.5-16」の誤りと思われるため修正すること。 【丸尾委員】 P.44	評価書において、「表2.2-12、注2」の記載を修正いたします。
大気質		① 消失する森林の二酸化炭素吸収量の算出に、温帯落葉樹林の二酸化炭素固定量を用いているが、P1135の改変区域面積をみると約70%が針葉樹林となっているため、評価は、針葉樹林の固定量70%、落葉広葉樹林の固定量30%を用いること。また、林齢をどのように評価したかも追記すること。 【丸尾委員】 P.44	消失する森林の二酸化炭素吸収量の算出について、針葉樹林及び落葉広葉樹林の各固定量を用いて算出いたします。また、消失する森林の林齢を考慮し、本事業による二酸化炭素の削減効果の予測結果を評価書に記載いたします。

騒音	<p>① 工事用資材等の搬出入にかかる騒音の予測及び評価について</p> <p>評価準備書にも明記されているとおり、予測地点は騒音に係る環境基準の地域類型が指定されていない地域である。その際の環境基準の準用は、現況で満たすことができる最も厳しい基準値との比較を行うべきである。</p> <p>沿道1の場合、現状では平日はA及びB地域（道路に面する地域ではない）の基準、土曜日についてはAA地域の基準でも十分に満たすことができる程度の静穏な地域であることを、まず、示すべきである。</p> <p>工事関係車両の走行による増分が10dBを超えるというのは、周辺地域にきわめて甚大な影響を与えていていると評価すべきであり、さらに、平日であってもこれまで道路に面する地域ではないA及びB地域の基準を満たすことができる位静穏な地域が、道路に面する地域のB及びC地域の基準でないと満たせないほど、環境が悪化することを認める必要がある。</p> <p>騒音レベル10dBの増加は、ヒトの聴感上は音の大きさが倍になったと知覚されるレベルの増加である。それを超える増加をしているにも関わらず、「実行可能な範囲内で低減が図られている」と評価するのは、きわめて暴力的な評価と言わざるを得ない。</p> <p>資材の搬入ルートを複数にし、交通量を分散させるなど、さらなる対策が必要である。また、地域住民の多くが自宅にいる可能性が高い日（例えば土曜日）がわかる場合は、どのような日の資材の搬入は避けるなどの策も有効かもしれない。【永幡委員】</p>	<p>沿道1の現況実測値は、平日は51デシベルでA及びB地域の一般地域の昼間の環境基準（55デシベル）を下回り、土曜日は49デシベルでAA地域の昼間の環境基準（50デシベル）を下回っていることから静穏な地域であることを鑑み、また、1車線の道路（幅員が5.5m未満の道路をいう。）に面する地域については、道路交通騒音が支配的な音源である場合が少ないと考えられるため、評価書において、現況の騒音レベルに相当する環境基準である一般地域のA及びBの環境基準を適用して評価いたします。</p> <p>また、工事関係車両の走行による騒音レベルの増分が、12～14デシベル認められることから、工事関係車両の走行による騒音レベルの増分が大きい旨、評価書に記載いたします。</p> <p>なお、工事用資材等の搬出入による影響を低減するため、工事関係車両の主要な走行ルートを複数ルート設定し、工事関係車両の走行台数を分散いたします。また、環境保全措置を徹底し騒音低減に努めます。</p>
----	---	---

騒音	<p>② 建設機械の稼働に伴う騒音の予測及び評価について</p> <p>建設機械の稼働に伴う騒音の予測について、「環境1」と「環境3」の2地点は、騒音レベルの増加分が3dBであり、音が大きくなつたことが知覚可能な増加量ではあるものの、影響は小さい、と評価しても問題ないようと思われる。</p> <p>他の予測地点については、丁寧な議論が必要である。「環境1」と「環境3」以外の予測地点は、現況で、AA地域の環境基準をはるかに下回るきわめて静穏な地域である。そして、建設機械の稼働時であっても、同基準を下回ると予測される。そのため、少なくとも騒音に係る環境基準についての地域類型がされるような市街地の騒音に慣れている人にとっては、工事中であっても十分に静かな環境といえる程度の静けさが保たれると予測できる。その一方で、これらの地点での騒音レベルは10~15dBの増加が見込まれ、これは極めて大きな増加量である。これらの地点（特に「環境4」）は現況が極めて静かであるため、工事騒音は当該環境下で目立つ音として聞こえるであろう。風車騒音が非常に低いレベルであっても騒音と捉えられるのは、極めて静かな地域に好ましくない音が加わるからであると考えられるが、同様に、工事騒音による騒音レベルの10~15dBの増加は、気になる音という意味での騒音と捉えられてもおかしくないものである。そのため、騒音感受性が高い人に騒音と捉えられる可能性が十分にあるレベルの増分であることは、最低限、明確に示し、地域住民に確実に伝えておくべき</p>	<p>現況値からの増分は、環境1及び環境3が3デシベル、その他の予測地点では10~15デシベルの増分が認められ、かつ、現況値は29~45デシベルであることから静穏な地域であることを鑑み、建設機械の使用が集中しないように工法及び工程に配慮いたします。また、効率的な工事計画を検討し、工事期間の短縮や工事規模にあわせた建設機械の適正配置により影響の低減に努めます。特に環境4は現況値が29デシベルであり、増分が15デシベルあることから、評価書においては、予測地点において騒音伝搬の過程で生じる回折減衰による減衰量を加味した予測を行います。また、地域住民に対して、現況値からの増分を把握した上で工事騒音による影響について、丁寧な説明を行います。</p>
----	---	---

騒音		<p>きである。</p> <p>なお、評価準備書において「地域住民から建設機械の稼働音に伴う健康影響等について意見があった場合」には、対応する旨記述されているが、騒音による「健康影響」には、国際的には、annoyance（不快感）を感じた場合も含まれていることを十分配慮し、国際水準で対応していただきたい。</p> <p>【永幡委員】 P. 493～507</p>	
----	--	--	--

騒音	<p>③ 風力発電機の稼働による騒音についての評価</p> <p>準備書の風力発電機の稼働による騒音の評価に係る部分を読むと、あたかも、環境省の指針値さえクリアすれば、問題はないかのような書きぶりとなっているが、例えばWHO 欧州事務局の環境騒音ガイドラインが明確に述べているように、風車騒音の健康影響については科学的十分な知見がないのが現状である。</p> <p>特に、この事業では、風力発電機として単機出力6,100kWという、かなり大型の機種が選定されているが、このような機材の大型化が騒音、さらには、健康影響に及ぼす影響は、十分に解明されていないのが現状である。</p> <p>このような現状の中で、予防原則に従うため、現時点で参照すべき科学的知見は、日本国内で行われた疫学調査である石竹らの知見であろう。この知見によれば、風車騒音による健康影響に関してリスク・ファクタと考えられるのは、上述「マニュアル」でも考慮されている「風車騒音と残留騒音の差が5dB以上の静穏地区に居住している場合」だけでなく、「風車音として自覚的に聞こえる場合」及び「風車から住居までの距離が近い場合(1,500m以内)」である。これらの知見について無視していることは、極めて問題である。</p> <p>また、環境影響評価においては、最新の科学的知見を反映した評価が求められているが、その観点からは、少なくとも環境省の指針より後に、科学的な手法によって導かれたWHO 欧州事務局のガイドライン値は、参照されるべきであろう。この準備書において</p>	<p>風力発電機の単機出力が6,100kWであること、環境4においては風車騒音と残留騒音(推定値)の差が5デシベルとなることを考慮し、騒音影響の未然防止のため予防原則に従い、評価書において、環境省の風車騒音の指針値による評価と合わせてWHO 欧州事務局によるガイドラインを参照した評価結果を記載いたします。</p>
----	--	---

騒音		<p>は、国内に基準が存在しないシャドーフリッckerについては、海外のガイドライン値を参照していることを考えれば、科学的知見が十分でない風車騒音の評価において、WHOのガイドライン値を加えることは、唐突でもなんでもない。【永幡委員】</p> <p>P. 508～588</p>	
地盤の安定性	<p>① 対象事業実施区域内（以下「事業区域」という）には、保安林、砂防指定地等の指定区域が存在することを踏まえ、大雨や台風による土砂災害及び土砂流出による生態系への重大な影響を誘発する可能性を十分に認識した上で、事業を進めること。</p> <p>【伊藤委員】</p> <p>P. 223～230</p>		<p>今後の詳細設計において、改変区域が砂防指定地にかからないよう事業計画を見直します。また、保安林の改変面積を必要最小限にし、可能な限り影響を低減するよう努めます。</p>
	<p>② 事業で発生する切土及び盛土量が相殺されるように計画を見直し、残土処分場を設置しないこと。</p> <p>【平野会長】</p>		<p>今後の詳細設計において、切土及び盛土量を見直し、可能な限り残土が発生しない計画とするよう努めます。</p>
動物	<p>① 事業区域は分水嶺に相当するため、特に尾根またぎに計画されている風車ヤードについては、水みちが変わらないよう配慮し、生育環境を保全すること。また、確実に施工に反映されるよう、設計図書等に明示すること。</p> <p>【太田委員・平野会長】</p> <p>P. 1352</p>		<p>風車ヤードが尾根またぎに計画される、若しくは計画されない場合に關わらず、水みちが変わらないよう配慮し、両生類などの生育環境を保全いたします。また、確実に施工に反映し、評価書に明示いたします。</p>

動物	<p>② 種ごとに予測されている年間予測衝突数の計算結果について、飛翔軌跡数と照らし合わせ再度確認の上、次回審査会で結果を報告すること。</p> <p>【平野会長】 P. 937～1034</p>		<p>種ごとに予測されている年間予測衝突数の計算結果について、飛翔軌跡数と照らし合わせ再度確認いたしましたが、準備書に掲載している内容に誤りはありませんでした。参考までにM高度の飛翔線を抽出した図を別添資料_動物②にお示しいたします。併せて、衝突数の区分を細分化して図化したものをお示しいたします。</p>
	<p>③ 事業区域周辺の他風力発電事業の鳥類への累積的影響について予測を行い、次回審査会で評価結果を示すこと。</p> <p>【平野会長】</p>		<p>(非公開 ※他事業に対する想定に基づく予測結果及び希少種の生息地に関わる内容を含むため)</p>
	<p>④ 音声録音調査において、IC レコーダーを用いた記録を行っていますが、可能であればコールバック法を用いる方が検出力があがります。コールバック法で行ったのか、提示願います。</p> <p>【関島委員】 P. 712</p>		<p>音声録音調査の手法について基本的には方法書における審査を経た手法で実施いたしましたが、コールバックを使用することで成果が上がることが考えられましたので、適宜コールバック法を用いて実施いたしました。準備書ではその記載ができておりませんでしたので、評価書において修正いたします。</p>

動物	<p>⑤ 飛翔軌跡密度により空間的な衝突確率を求めることが目的なので、本来であれば、各定点の観察日数は均一にしないと厳密には比較できない。対象事業実施区域および周辺域において、総観察時間のマップを示すこと、また、衝突確率の算出にあたり、本調査で実施した定点の観察時間の不均一性について、本事業の予測結果において正当な予測ができていると考えるのであれば、その根拠について説明いただきたい。</p> <p>【関島委員】 P. 722～723</p>	<p>総観察時間のマップを別添資料_動物⑤ P1 「図1 累積調査時間」にお示しいたします。</p> <p>定点は複数設定していますが、主要な定点、すなわち対象事業実施区域及びその周囲を網羅できる定点は概ね均一な日数を使用しています。その主要な定点のみの視野範囲図を別添資料_動物⑤ P2 「図2 定点視野図 (st. 1～st. 3, st. 6～st. 10)」にお示しいたします。図2 定点視野図 (st. 1～st. 3, st. 6～st. 10)」のとおり、主要な定点で風力発電機設置尾根や既設風力発電事業の尾根を十分にカバーできておりますが、主要な定点だけでは見えにくい特定の谷部などで猛禽類生息が疑われた場合には、その定点も適宜使用し生息状況を確認しました。このような定点は広範囲に視野を取る目的ではないため、使用頻度が異なります。全地点が均一の使用頻度とはなりませんが、衝突数算出では解析メッシュ毎の調査時間を補正していますので、算出時点で調査時間は均一となります。また、調査手法は環境影響評価の手引きや、審査手続きを踏んだ手法にて調査を実施し、それらの結果を踏まえて一般的な解析方法で算出した数字を根拠に予測しておりますので、適切に実施できているものと考えます。</p>
	<p>⑥ 視野範囲図において、上空のみの視野なのか、地上部を含めて確認できる視野なのか、区別して示すこと。</p> <p>【関島委員】 P. 725</p>	<p>上空及び地上部を区別した視野範囲図を別添資料_動物⑥にお示しいたします。</p>
	<p>⑦ 渡り期の評価として、対象事業実施区域が主要な移動ルートになっているのか否かが、重要な評価ポイントと考える。対象事業実施区域外のポイントとして、st. 13 が選択されているが、どのような位置づけ（少なくとも、既往の情報により主要な渡りルートとして判断できるなど）で選定されたのかを記述してください。また、他の地点を考慮する必要がなかったのか、回答してください。</p> <p>【関島委員】 P. 731</p>	<p>沿岸部での渡り鳥の確認が多いと地元の自然愛好団体代表から情報提供を受けたこと、St. 13(岩井崎)の西南西約 2km の沿岸がモニタリングサイト 100 の「南三陸海岸」に選定されていることから、既往の情報により、沿岸部は主要な渡りルートであると判断し、本事業地と比較するための対象地点として選定しました。水鳥に関しては沿岸部を主要なルートにしていると考えられました。当事業地の山地を利用する可能性がある猛禽類については、既存情報より南北の移動が考えられましたので、選定した St. 2, 8, 9, 12 の地点でカバーできると考えました。</p>

動物		<p>⑧ イヌワシのときに既設風車の配置を「とまり」と見誤ったので、ここで指摘させていただきます。イヌワシに限らないのですが、とまりと既設風車の配置が区別できない（特にとまり行動が観察できなかった種においては）、既設風車のシンボルの色彩は区別できる色彩に変更すべきと考えます。</p> <p>【関島委員】 P. 832</p>	評価書において、凡例シンボルが類似しないよう、修正いたします。
		<p>⑨ ノスリに関しては、事業地周辺域に跨がる飛翔図を見る限り、営巣地が1点とは考えにくい。飛翔頻度が高く、餌運びの行動が確認されているエリアは営巣している可能性が高い。幸い、対象事業実施区域周辺では、繁殖に直接関わる行動が確認されていない（ディスプレイは確認されている）ので、影響評価の結果を左右するものではないと考えるが、調査にあたりより精度を高めていただきたい。</p> <p>【関島委員】 P. 841</p>	関島委員と同様に鳥類専門家からも複数ペアの存在の可能性をコメントいただいております。今後実施する猛禽類の事後調査についてはクマタカを主な対象としていますが、ノスリについても生息状況を記録し、評価書における予測・評価と事後調査結果を照らし合わせ、精度を高めてまいります。

動物	<p>⑩ 希少猛禽類の渡り時の移動経路を見る限り、対象事業実施区域の尾根がハチクマの主要な渡りルートになっていると判断せざるを得ない。先に指摘したように、定点ポイントをもつと設けていれば、主要な渡りルートが他にあると評価できるが、定点ポイントを対象事業実施区域と st. 13 にしか設けていないので、上記のような判断をせざるをえない。対象事業実施区域およびその周辺が渡り性の猛禽類にとって主要な移動ルートなのか否かを、追加調査により示すこと。</p> <p>【関島委員】 P. 855</p>	<p>専門家より、「ハチクマの渡りが確認されているが、30羽程度であることからメインルートではないと考えられる。また、これまでの事例であれば、猛禽類の渡りは昼間に飛翔することから、風力発電機を認識し避けることから、その点からも影響は小さいと考えられる。」との見解を頂いております。別添資料_動物⑤ P2「図2 定点視野図 (st. 1～st. 3, st. 6～st. 10)」にお示ししたとおり、対象事業実施区域周辺も広く視野がとれております。また既存文献資料を別添資料_動物⑩に整理しましたが、対象事業実施区域及びその周囲は主要な移動ルートとはなっておらず、専門家のコメントや調査結果からもその裏付けはできているものと考えます。</p>
	<p>⑪ P855 の渡り時の移動経路を見ると、上述したように対象事業実施区域の尾根はハチクマの渡りルートになっている可能性が高い。少なくとも、移動経路の遮断・阻害に関し、環境影響調査の結果から「影響が小さい」と判断することはできない。観察地点を増やし追加調査を実施することにより、対象事業実施区域が主要な渡りルートにあるのか否かを示すこと。</p> <p>【関島委員】 P. 963</p>	<p>動物⑩の回答のとおり、対象事業実施区域及びその周囲は東北地方太平洋側の主要な移動ルートとはなっていないと考えます。事後調査では希少猛禽類の生息状況調査を実施しますが、ハチクマの渡りが確認された際は記録し、稼働後の影響を評価いたします。</p>

動物		<p>⑫ 環境省モデルでは、P822 のハチクマの飛翔軌跡を踏まえると、5、6、7 号基の年間衝突数の推定値が低い印象を持つ。P821 のミサゴの飛翔軌跡図を見比べたとき、明らかに差異があるものの、衝突確率はミサゴとハチクマで同様になっている。これは、ハチクマの場合、M ゾーンを飛翔していない軌跡が多いという理解で良いでしょうか。</p> <p>【関島委員】 P. 965</p>	<p>別添資料_動物②に P. 6 にお示ししたとおり、ハチクマは M ゾーンを飛翔している例がほとんどでした。準備書では衝突数を 6 区分に分けて凡例表示しておりましたので、ミサゴと同程度に見えておりましたが、別添資料では 11 区分に細分化いたしました。特に P. 4 図 2(2)のミサゴ（由井モデル）と P. 8 図 4(2)のハチクマ（由井モデル）を比較していいただけると、その差異が確認しやすいかと思います。</p>
		<p>⑯ クマタカの年間衝突数のメッシュ図をみると、1 号基と 500m 程度しか離れていないところに、高い衝突メッシュが存在している。営巣地と離れたところに高い飛翔頻度のエリアが存在しているが、何故、このエリアを集中的に利用しているのか、分かる範囲で説明いただきたい。また、この高い衝突メッシュ内に既設風車があるが、既設風車の衝突数をあわせて、累積の影響を評価すること。</p> <p>【関島委員】 P. 971</p>	<p>(非公開 ※他事業に対する想定に基づく予測結果及び希少種の生息地に関する内容を含むため)</p>
植物		<p>① 本事業で直接改変を受ける見込みのある重要な種には、絶滅の危険度が著しく高い種は含まれていませんが、新たな環境影響を生じさせない範囲で可能な限り生育地の改変を避ける努力を行っていただき、改変が避けられない場合には、改変対象個体の移植やその種子の播種等の処置を講じるようお願いします。</p> <p>【野口委員】 P. 1137～1151</p>	<p>本事業で直接改変を受ける見込みのある植物の重要な種については、新たな環境影響を生じさせない範囲で可能な限り生育地の改変を避ける努力をいたします。改変が避けられない場合には、専門家の助言を得た上で、改変対象個体の移植やその種子の播種等の環境保全措置を実施し、影響を低減いたします。</p>

植物	<p>② 造成後の法面等の緑化にあたっては、対象事業実施区域が県立自然公園内であることから、環境省「自然公園における法面緑化指針」日本緑化工学会の「生物多様性に配慮した緑化植物の取り扱い方に関するガイドライン2023」などを参考に、緑化植物が生態系に及ぼす影響を回避・低減する取り組みを行う必要があります。前述のガイドラインでは、自然公園内は、トレーサビリティの確保された地域性種苗を利用すべき区域（緑化水準I）とされています。一方で、対象事業実施区域は過去の公園造成等の際の緑化や植栽の影響をすでに大きく受けている地域もあります。まず、地域性種苗による緑化を第一に考えていただき、土砂流出等の他の甚大な環境影響を防止するために種子吹付工の利用がやむを得ない場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外来牧草の中から、逸出や地域の在来種に対する遺伝子搅乱のリスクの低いものを選定して利用すること ・トールフェスク、レッドトップ等、産業管理外来種に指定されている種については、結実前の刈り取りなどの管理体制が整わない限り利用しないこと ・ヨモギ、メドハギ、コマツナギなどの在来種については、外国産の材料（近縁種含む）の利用を行わず、地域性種苗に限ること <p>などの配慮をお願いします。</p>	<p>法面緑化について、ご助言のとおり対応いたします。</p>
----	---	---------------------------------

生態系	<p>① 事業の計画に当たっては、改変量の大小のみにこだわるのではなく、事業区域内の水の流れ等の変化に留意し、動植物の生育環境への影響をできる限り小さくすること。</p> <p>【平野会長】</p>		<p>事業の計画に当たっては、改変量の大小のみではなく、事業区域内の水の流れ等の変化に留意し、動植物の生育環境への影響をできる限り小さくする計画といたします。</p>
景観	<p>① 送電鉄塔と比較すると、風力発電機は動きがあること及びマッシブな構造体であることから、鉄塔の見え方による知見を準用すると過小評価となる。また、NEDO における知見についても同様に過小評価となることから、それらを明記した上で、予測及び評価すること。</p> <p>【平野会長】 P1301～1305</p>		<p>送電鉄塔及び NEDO の知見については、風力発電機の稼働時のブレードの回転について考慮されていない知見であることを明記いたします。</p> <p>なお、風力発電機の稼働時のブレードの回転を踏まえた見え方に関する参考知見がないことから、評価は実施しておりませんが、丁寧な情報提供を実施するために、住民説明会の場において動画をお示しいたしました。</p>
人と自然との 触れ合いの活 動の場		<p>① 「気仙沼市民の森」のうち、植樹活動などが行われている「熊山」について、直接改変が及ばない計画としたことですが（準備書P1325）、準備書 P1314 の図ではかなり近い位置に風力発電設備が設置されるよう見受けられ、人と自然の触れ合い活動への影響が十分に回避されるか疑問です。植樹活動などが行われている位置と、管理用道路を含めた改変範囲を地図上に示し、今後、風力発電設備周囲への立ち入り制限等の安全対策を実施せざるを得なくなる可能性も踏まえて、活動への影響の再評価をお示しください。</p> <p>また、現時点では利用の低調な公園エリアの一部について、新たに人と自然の触れ合い活動の場として機能するよう整備を予定されているとのことです。ただし、これについても立ち入り制限等の可能性を踏まえて計画進めないと必要があると考えます。</p> <p>【野口委員】 P. 1314, 1325</p>	<p>「熊山」における植樹活動については、活動場所が毎年異なるうえ、計画書等も確認できていないため、現時点で正確かつ詳細にお示しすることは困難です。引き続き情報収集に努め、評価書において可能な限りお示しするとともに、今後の事業計画や安全対策を踏まえ、本事業の実施により生じ得る影響について改めて予測・評価いたします。</p> <p>なお、「市民の森」内の林道は工事期間中も走行可能とする計画であり、「熊山」についても自由に利用できる計画です。ただし、工事期間中は一部エリアで立ち入り制限が生じます。また、予定している新たなエネルギー・環境教育のための整備については、今後の安全対策に関する制度変更の可能性も踏まえ、検討を進めてまいります。</p>

人と自然との 触れ合いの活 動の場	<p>② 人と自然との触れ合いの活動の場に隣接して巨大な風力発電機を建てることは、その価値に壊滅的な影響を与えることを評価書に記載すること。なお、環境保全措置の検討に当たっては、関係市や地元住民の意見を踏まえ検討すること。</p> <p>【平野会長】</p>		<p>人と自然との触れ合いの活動の場について、評価書において、ご指摘いただいた点並びに今後の事業計画を踏まえて本事業の実施によって生じる可能性のある影響を適切に予測及び評価いたします。また、環境保全措置の検討にあたっては、関係機関や地元の皆様からのご意見を踏まえ検討いたします。</p>
放射線の量	<p>① 放射性物質がリター層及び土壤表層に留まっていることから、専門家の意見等を踏まえ、工事の際に生じる粉じんの具体的な拡散防止策を示すこと。</p> <p>【石井委員・平野会長】</p> <p>P. 1335～1347</p>		<p>審査会でのご指摘を踏まえ、リター層及び土壤表層に留まっている放射性物質について、工事の際に生じる粉じんの具体的な拡散防止策を検討いたします。</p>